

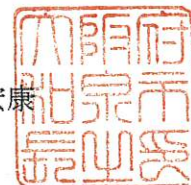
和泉広協第762号

令和5年7月31日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

和泉市長 辻 宏康



平素は、本市の行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年6月21日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答致します。

記

1. 職員問題

①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】

市では、昨年度も採用職員数の増加を目指して採用予定人数の設定を行ったように、職員の削減を推進する考えではありません。

緊急時・災害時の対応を含め、効率的・効果的な行政運営のため、業務内容及び今後の事業予定に応じて、正規職員に加え、任期付職員、会計年度任用職員を採用していきます。

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

市の一般行政職における女性管理職の割合は19%で、特定事業主行動計画で、令和8年度時点の目標である女性管理職割合20%をめざし、今後も引き続き積極的な女性管理職の登用に取り組んでいきます。

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】

様々な行政ニーズに対応できるよう、適材適所の人事配置に努めていきます。

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

①こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

こどもの貧困実態調査は、令和5年9月に、和泉市立学校の小学5年生およびその保護者、中学2年生およびその保護者（義務教育学校では5年生および8年生）を対象に貧困に係る項目を含む生活実態調査を行う予定です。

ヤングケアラー実態調査は、令和3年度末と令和5年度当初に、和泉市立学校の小学5年生から中学3年生まで（義務教育学校では5年生から9年生まで）を対象にヤングケアラーに係る項目を含む生活アンケートを行いました。

相談支援体制の整備や介護・家事・育児などの支援体制構築は、教育と福祉の連携のもと、取り組んでいます。また、学校ではスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しました。児童生徒のヤングケアラーの早期発見や早期認知を進めるとともに、要支援家庭への直接支援や間接支援を行い、必要に応じて福祉サービスの利用へつなげるなど今後も支援体制を充実させていきます。

②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

こども医療費助成制度は、大阪府の制度では、所得制限を設け小学校就学前までの助成としているところ、市では、令和3年4月診療分から、これまでの中学3年生から年度末年齢18歳まで対象年齢を拡充しました。あわせて、限られた財源の中で対象を拡充するうえで検討した結果、食事費用は入院の有無にかかわらず必要となることから、入院時食事療養費助成は廃止しました。

無償化ならびに助成制度は、国・府の動向を鑑み、他の子育て施策も勘案しながら検討課

題のひとつとしていきます。

③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】

市では食糧支援として、大阪いずみ市民生活協同組合と協定を締結し、緊急的・一時的に食糧の提供を受け、生活に困窮している方等へ支援を行っています。また、困窮状態の解消に向けた相談支援を行っています。

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

小中学校の給食費や保育所等の副食費を無償化する場合には多額の財源が必要となり、給食施設の老朽化や学校施設の大規模改修など優先して取り組まなければならない課題もあります。このことから、給食に要する経費のうち食材料費は、引き続き受益者負担を求めていきたいと考えています。

⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】

児童扶養手当申請時及び現況届提出時には、申請に必要なでない聞き取りをせずにプライバシーに配慮した対応をしています。また、面接時に他の制度の紹介も行っています。外国語対応は、翻訳機を準備して対応しています。

⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を

制度化すること。

【回答】

市では学校歯科検診の結果把握に努めており、未受診者対策として、リーフレットの作成など保護者への啓発に取り組んでいます。

現状、スクールソーシャルワーカーによる付き添い受診は、基本的に保護者同意の上で実施をします。スクールソーシャルワーカーが受診同行等の支援を円滑に実施できるよう学校におけるチーム支援体制づくりを推進しています。しかし、市におけるスクールソーシャルワーカーの勤務状況を踏まえると、受診に継続的に同行することは難しいため、今後もスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、受診に同行することができる体制構築を推進します。

⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

児童生徒が歯みがきしやすい環境づくりなど、学校や関係機関等と連携し、予防歯科に取り組んでいきます。

⑧障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】

障がい福祉課が発行しています「障がい福祉ガイドブック」に、大阪府内の障がい者歯科診療施設の一覧表を掲載しています。

⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

市営住宅の管理戸数は2,171戸で、令和5年7月1日現在で677戸が空き家となっておりますが、その多くは老朽化や耐震性の課題により一般募集ができない住戸であることから、集約建替することが決定しているため政策的に空き家としているものです。ご要望いただいているシェアハウス等への目的外使用について住宅の確保、施策実

施の判断などが必要となりますので、今後調整に努めていきます。

3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

①新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

【回答】

今後、大阪府において、保健所の機能をどのように強化するかなどの動向を注視すると共に、必要に応じて、機能強化等を大阪府に要望していきます。

・移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

【回答】

今後、大阪府の動向に注視し、必要に応じて検討してもらえよう要請していきます。

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】

今後の感染状況等を注視すると共に、市民の意見や要望が多数あがれば、大阪府と協議しながら独自施策として、どのような支援が可能か等研究していきます。

②老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】

令和4年10月1日から課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」

が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方は、窓口負担割合が2割と変更になっています。

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者の医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は、現役世代が負担する構造になっており、今後も負担が増えていくことが見込まれています。今回の見直しは、現役世代の負担上昇を抑えるために、少しでも多くの方に「支える側」として、支払能力に応じた負担をしていただくことで、国民皆保険を未来に繋いでいこうという国の施策で、現段階では自治体独自の制度を考えていません。

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります(入院の医療費は対象外です)。

③健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化が審議されている(5月16日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】

令和6年秋、健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止となることが示されていますが、具体的な詳細が決まっています。

また、保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要です。

引き続き今後の国、大阪府の動向を注視し、被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、制度の趣旨に留意しつつ適切な事務を行っていきます。

④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要があります。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】

市では、歯と口腔の健康について、「第3次健康都市いずみ21計画」の健康分野の一つに位置づけ、生涯にわたって健康な生活が送れるよう、子どもの頃からのむし歯予防や青年期

以降の歯と口腔の健康づくり等ライフステージに応じた取り組みを推進しています。

これらを進めていくには、歯科医師会との連携、協力は不可欠であり、今後も連携し各検診事業を実施していきます。また、歯科衛生士は1名配置しているほか、乳幼児健診時にのみ出務いただく歯科衛生士は数人います。

4. 国民健康保険

①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】

市の令和5年度の国民健康保険料は、昨今の物価上昇の状況を鑑み、国民健康保険事業財政調整基金を活用して、前年度保険料率を据置きとし、被保険者の負担抑制を図っています。

府内統一保険料は、保険料の市町村間における格差を是正し、被保険者間の負担の公平性を確保する観点から大阪府国民健康保険運営方針に基づき平成30年度から6年間の経過措置を設けて取り組んできました。令和6年度の完全統一にあたり、できる限りの保険料抑制策を講じるよう大阪府に働きかけていきます。

こどもの均等割は、国の方針により令和4年度から2分の1減額を実施していますが、制度の拡充を全国市長会を通じて国に要望しています。

なお、地方財政法の規定により各会計年度において生じた歳入歳出の決算剰余金は基金に積み立てることとなっています。

②国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

国民健康保険における傷病手当金の実施は、被保険者の就業形態が多様であること、また、年金受給者や無職の人も多く加入していることから受益と負担の公平性の確保や財源確保

の課題を抱えています。今後も国の動向を注視していきます。傷病手当や減免制度等の制度は、広報紙やホームページ等を活用し、周知を図っていきます。

また、国民健康保険に関するいずれの申請書もホームページからダウンロードが可能であり、一部、オンライン申請や郵送による申請も受け付けしておりますが、適宜、オンライン申請の受け付けが可能となるよう準備していきます。

③マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】

健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードを国民健康保険証として利用しない又は利用できない被保険者に対して、国民健康保険の情報を記載した「資格確認書」を漏れなく交付することが最大の課題であると考えています。保険証の廃止について資格確認書の申請を含めて周知を図り、申請を勧奨するなど対応を行っていきます。

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応は、外国語による説明文を掲載するスペースの確保や対象とする外国語の範囲等課題がありますが、今後も対応を検討していきます。

なお、窓口対応は、イラストと外国語を併記して相談内容を把握するためのコミュニケーションボードや翻訳機を導入し、国民健康保険料の納付をはじめとする外国人の方からの相談対応の一助となる手段を講じています。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】

市では、がん検診の受診率について、「第3次健康都市いずみ21計画」や「和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけ、目標値を設定し、受診率向上に努めているところです。また、がん検診受診率についても分析、評価を行っています。

受診率向上に有効と検証されている「個別勧奨」は、内容を充実させた資料を作成し、周知・啓発に努めているほか、令和5年度は、乳がん検診の土・日集団検診を拡大実施してい

ます。

外国人の対応は、窓口で翻訳機を導入、複数の言語に対応し、意思疎通を図っています。

②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】

市では、歯と口腔の健康について、「第3次健康都市いずみ21計画」の健康分野の一つに位置づけるとともに、「第3次和泉市食育推進計画」の推進のために取り組むべき施策の一つとして位置づけ生涯にわたって健康な生活が送れるよう、子どもの頃からのむし歯予防や青年期以降の歯と口腔の健康づくり等ライフステージに応じた取り組みを推進しています。

市民が「歯科検診」を受ける機会としては、壮年期の方を対象とした歯周病検診や妊婦歯科健診を実施しており、がん検診の受診勧奨と合わせた個別勧奨や各種事業を活用した周知啓発に努め、受診率向上を図っています。

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】

国の動向を注視しながら法定負担割合の中で介護保険制度維持を図ります。また、介護給付費準備基金は第9期計画に向けて対応を検討します。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】

公費投入による低所得者保険料軽減や減免制度等を活用し被保険者の負担軽減に努めます。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

利用料減免は現時点では、従来の国の制度である特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、社会福祉法人利用者負担軽減制度等を活用し、利用者の負担軽減を図っていきます。

④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

すべての要支援者が従来相当サービスを受けていただけます。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を受けることが可能です。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】

訪問型サービスは、従来額によるサービスとしています。

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

利用者にとって自立した生活を実現することを目的に「自立支援型地域ケア会議」等を行っています。

⑥保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

自立支援・重度化防止を目標に適切な介護サービスが受けられるよう支援します。

⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】

熱中症予防声かけプロジェクトが主催（環境省が後援）している熱中症予防を呼びかける熱中症対策アドバイザーを地域包括支援センターの保健師等が中心に取得し、熱中症対策の普及・啓発に努めています。

また総合事業では、おたがいさまサポーターの活動メニューに散歩や概ね1時間以内のちょっとしたお出かけに付き添う「おでかけ応援」を展開しており、こちらを用いて近隣の公共施設へ行くことが可能となります。

⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

低額な年金生活者へのクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度実施は、現在、予定はありません。

⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

サービス利用・提供能力及び保険料水準等を勘案し、3年毎に策定する介護保険事業計画に基づき施設整備を行っていきます。

⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

国の動向を注視していきます。

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

現在は、制度実施の予定はありません。

⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

国の動向を注視していきます。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

高齢障がい者に対する介護保険サービスと障がい福祉サービスは、介護保険サービス優先の考え方を基礎とし、個々の状況や申請等に応じて本人に必要なサービスを切れ目なく利用できるよう対応しています。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強

制や更新却下を防止すること。

【回答】

市では、65歳到達の1年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っています。基本的には介護保険サービスを利用するよう勧奨を行っていますが、個々の状況等を踏まえ、引き続き障がい福祉サービスの支給決定を行っています。

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】

厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、個々の状況等に応じた障がい福祉サービスの支給決定等を行っています。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

支給決定上の基準等は設けていますが、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、個々の状況等に応じた障がい福祉サービスの支給決定等を行っています。

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

市では、65歳到達の1年前より介護保険制度に関する説明を行い、以降、訪問による説明や要介護認定手続き等の支援を行っています。その際に、障がい福祉サービス固有のサービ

ス等も含め、障がい福祉サービスの利用に関する説明を丁寧に行っています。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

【回答】

65歳以上に関わらず、障がい福祉サービスの支給量に関する基準は国より明確に示されているものではありません。以前より障がい福祉サービスの支給量等に関する基準は、国に対して明確化するよう要望しています。

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】

国が示す「国庫負担基準単位」で、すでに基準が設けられています。

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

市では従来相当サービスをご利用いただけます。ご利用いただくサービスは、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと相談の上、事業所を選択し、サービスをご利用ください。

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

市町村民税非課税世帯は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて負担上限月額は0円で、介護保険法に基づく介護保険制度は、1割負担となっています。

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対

象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

大阪府の補助制度として運営しており、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設は困難です。

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】

扶養照会は、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には実施しない等、厚生労働省からの通知に則った対応を実施しています。

また、生活保護申請の意思を表明された場合は、生活保護制度の説明を十分行うとともに、申請を受理しています。

2022年度の扶養照会件数は432件実施し、121件の回答がありました。(精神的支援可66件、金銭的支援可0件)

②札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>
寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](http://hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp))

【回答】

生活保護に関するポスター作成・掲示や広報等による周知啓発は、近隣他市の動向も鑑みつつ、情報収集していきます。

③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

ケースワーカーは社会福祉法により社会福祉主事であることが定められており、資格を有しない職員が生活保護担当課に配置された場合等は随時資格取得を行っています。

また、会計年度任用職員を配置し、ケースワーカーの負担軽減を図り本来業務が滞らないよう努めています。

研修は、査察指導員などによるOJTはもとより、研修機関等の外部の研修に積極的に参加するとともに、その成果を内部で共有するなど、職員のレベルアップを図っています。

市では、生活保護申請者の方へ人権を尊重した対応を行っています。

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】

シングルマザーや単身女性の担当を性別で分けることはしていません。ただし、シングルマザーや単身女性の家庭訪問には、できる限り女性職員を同行するようにしています。

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

「しおり」は、法改正等により内容変更が必要となった場合は、わかりやすい表現に配慮し改善しています。

生活保護制度は、相談者等の状況を十分に把握した上で、当制度や他法他施策等の説明を十分行う必要があるため、相談者等と面談の際に「しおり」や生活保護申請書を手渡しています。

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】

医療扶助の対応は国からの通知に則り実施しており、現在のところ医療証の発行について国への要望は予定していません。

原則、事前に連絡をいただいておりますが、急病時などやむを得ない場合は医療機関の受診が可能なことを説明しています。

次に、健診受診は、健診を希望される方だけでなく、生活保護受給者健康管理支援として積極的に市民健康健診等を勧奨しています。

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

現在、生活福祉課には、警察官OBの配置は行っていません。

「適正化」ホットラインは、開設等の予定はありません。

⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】

平成27年4月14日の厚生労働省の住宅扶助の引下げの通知があり、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの期間は国が定める要件に当てはまる場合に限り経過措置として旧基準額で住宅扶助を支給していましたが、平成28年7月1日からは所定の住宅扶助額に基づき支給しています。

また、冬季加算は国の定める加算で行っています。

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

特別基準額の支給は世帯状況、地域事情を厳正に検討の上、対応しています。

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】

医療費の一部負担の導入やジェネリック医薬品の使用義務化など、国に対し要望は予定していません。

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

世帯分離は国からの通知に則り実施しており、その取扱いについて、国への要望は予定していません。

9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

【回答】

学校体育館への空調整備は、中学校に引き続き、小学校も、令和6～7年度に整備を進めていきます。また、トイレ洋式化の整備率は、小学校20校で61%、中学校9校で47%、義務教育学校1校で70%であり、整備は、今後の校舎大規模改修工事で計画的に進めるほか、必要に応じて適宜、修繕を行うなど、教育環境の充実に努めていきます。

②高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】

災害発生時、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの被害を地域の助け合いによって減らそうとする避難行動要支援者支援事業を推進しています。町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会といった地域の支援者とともに地域の避難支援体制の構築に取り組んでいます。また毎年7月に地域の支援者に向けた事業説明会を開催し、事業に対する理解を深めていただくとともに、地域の避難支援体制構築に向けた啓発を行っています。

10. 和泉社保協からの独自要望

①現行の「高齢者お出かけ支援チケット」よりも、高齢者のお出かけ支援施策として優れていることが証明されており、また市民からの要望も届けられている「お出かけ応援（100円）バス制度」（堺市ではすでに実施）を和泉市でも実施してください。

【回答】

財源の確保が難しいため、また南海バスではバスのシステムを2016年に入替し、15～20年以上稼働することから現状「お出かけ応援（100円）バス制度」は実施す

る予定はありません。

②コロナ禍で困っている学生応援フードバンクプロジェクトが桃山学院大学の学生ボランティアが中心となって継続実施されています。来場者の増加により、食品・物品準備量（市民からの寄付による）の確保に苦勞されています。桃山学院大学の学生支援は、和泉市の「知」の向上に直接つながります。「大阪いずみ市民生活協同組合と締結した協定」のの実効性の向上、災害備蓄食品更新時の備蓄解除品の提供などの公的支援の抜本的強化に取り組んでください。

【回答】

市では、毎年約5,000食の備蓄食料を入れ替えており、期限の近づいた備蓄食料を市内の子ども食堂や、町会・自治会が主体となって実施する防災訓練時に要請があれば配布しています。

要望があれば、できる範囲で提供させていただきます。

③第二社会福祉事業として、社会福祉法に規定する生活困難者のために無料又は低額な診療を行う「無料低額診療事業」がありますが、和泉市内には当該事業所がありません。医療の平等という観点から和泉市内にも事業者を募ることや、他市にある事業所の利用方法など市民に知らせてください。

【回答】

市内にも1か所実施している事業所があります。また、近隣他市の事業所の利用も、生活困窮者が利用できるように案内を行っています。

④気候危機の回避は私たちの生存に関わる喫緊の課題です。地方行政がすぐに取り組める課題の一つが、資源ゴミ・非生分解性プラスチックの完全回収と再利用システムの整備です。通常の「研究する」との姿勢では、2030年に間に合いません。可能な施策から即決実施に取り組んでください。

【回答】

市では、市民に分別していただいた「飲料用ペットボトル」、「ペットボトルのキャップ」、「プラスチックボトル」、「食品トレイ（発泡スチロール）」、「卵パック」の5品目を「新分別」として収集し、リサイクルに努めています。

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製の商品等の使用済プラスチックをリユース・リサイクル等により有効利用することが定められています。あらゆるプラスチックをより効率的にリユース・リサイク

ルしていくためには、国が認定するプラスチックの選別及びリサイクル事業者への効率的な搬入方法や市民に分かりやすい分別方法等を十分に検討する必要があるため、国及び先進自治体の情報を収集のうえ取り組んでいきたいと考えています。

⑤忠岡町では、現行のゴミ焼却施設の跡地に令和15年度稼働を目標に、民間業者による巨大な産業廃棄物焼却施設を誘致する計画が進んでいます。町民が出す20トンの一般ゴミを巨大な220トン炉で焼却する計画です。忠岡町が出す20トンのゴミと、近畿各地から毎日180トンの産業廃棄物を集めてきて混合で償却するというものですが、排出ガスが飛来する泉大津・岸和田・和泉・高石など近隣市の住民にはまだ何も知らされていません。和泉市においても実態を把握し、忠岡町や近隣市と協議して市民への健康被害や交通混雑に配慮した対応に取り組んでください。

【回答】

忠岡町議会で議論されていることは把握していますが、具体的な計画は把握していません。

市では、今後、近隣市と密に連絡を取りながら情報の収集に努めていきたいと考えています。

⑥日本国憲法の理念と地方自治の本旨に基づき住民福祉を増進する行政を回復することが求められています。市の行政の様々な分野における行き過ぎた「民の活力導入」神話を是正し、公の責務を果たす行政への転換を進めてください。

【回答】

日本国憲法第92条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方自治の本旨とは、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。

市は、第5次総合計画の重点施策の一つとして「支えあい・協働の促進」を掲げており、市・市民・関係団体・企業等の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい財政状況が予想される中、民間活力をうまく活用しながら、第5次総合計画に掲げる将来都市像「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」の実現に向けて、取り組んでいきたいと考えています。